

31 水道施設の災害時における発動発電機の接続に係る協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と（有）新興電気設備（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は災害時において、甲が管理する水道施設の電力供給が停止した場合、乙は発動発電機と浄水場及び取水井戸における受電設備との接続業務を速やかに行うことにより、早期に給水機能の回復を図ることを目的とする。

（接続業務）

第2条 乙は震度5以上の地震発生時においては自動的に水道部に集合し、甲の指定する場所において発動発電機を速やかに接続するものとする。指定する発動発電機及び接続場所は別紙のとおり。ただし、発動発電機の運搬については甲が協定する鶴岡管工事協同組合が行う。

（費用の支払）

第3条 発動発電機の接続に係る費用は甲、乙協議のうえ決定した単価に基づき積算し、甲は請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第4条 災害時における正確な情報伝達を期するため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

（疑義等の解決）

第5条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

平成22年7月1日

甲 鶴 岡 市 長

乙 （有）新興電気設備代表取締役